

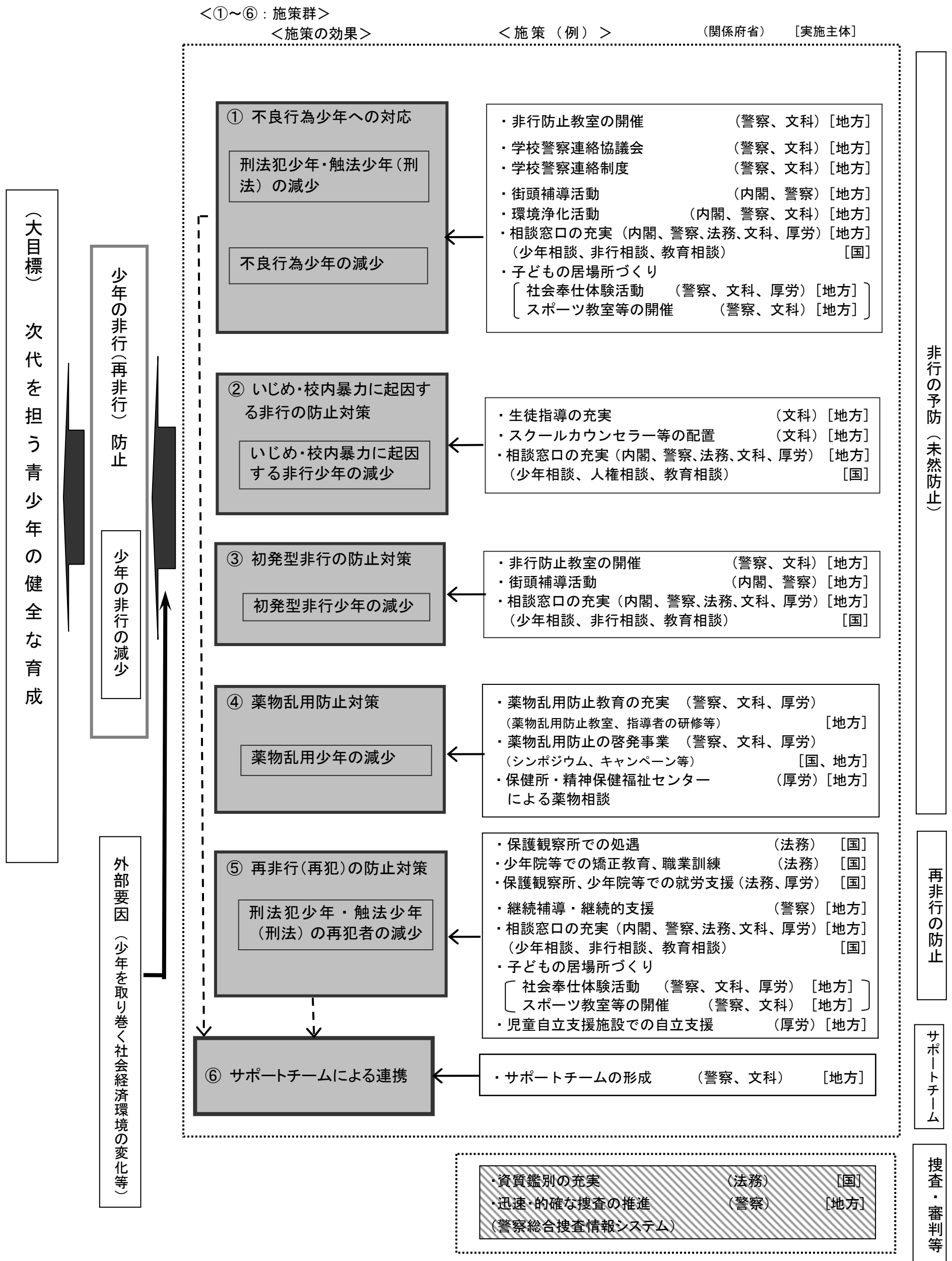
## 少年の非行対策に関する政策評価

(政策の総合性を確保するための評価)

### 資 料

資料 1	評価対象とした少年非行対策の体系図	1
資料 2	非行少年の検挙・補導人員の推移	2
資料 3	施策群別の非行少年の検挙・補導人員等データ	3
	○ 不良行為少年への対応	3
	○ いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策	5
	○ 初発型非行の防止対策	8
	○ 薬物乱用防止対策	9
	○ 再非行（再犯）の防止対策	10
資料 4	都道府県における効果的な取組事例	13
資料 5	「少年の非行対策に関するアンケート調査」の概要	14

評価対象とした少年非行対策の体系図



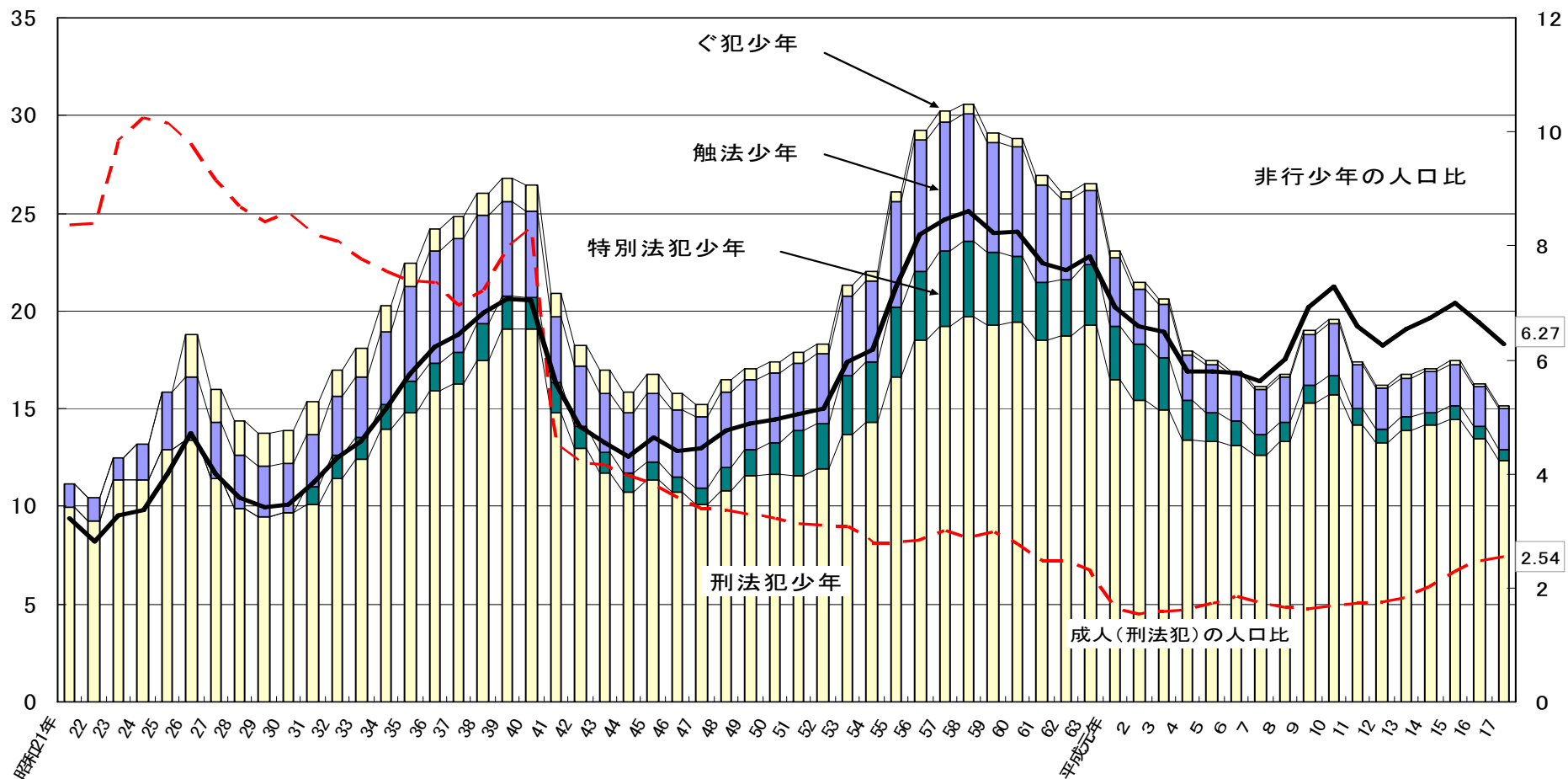
(注) 1 調査結果に基づき、当省が作成した。  
 2 部分が評価対象範囲であり、少年の非行対策を上記の①～⑥の六つの施策群に整理した。  
 3 部分は、犯罪捜査・家庭裁判所の審判等に関わる施策であり、今回の政策評価の対象としていない。

## 非行少年の検挙・補導人員の推移

検挙・補導人員  
(万人)

人口比  
(人)

2



- (注) 1 「少年の補導及び保護の概況」(警察庁)及び「犯罪白書」(法務省)に基づき、本省が作成した。  
 2 触法少年(特別法)及び交通関係法令違反を除く。ただし、昭和21年~40年は、刑法犯少年に交通関係法令違反を含む。  
 3 「非行少年の人口比」は、「人口推計年報」(総務省)に基づき、0歳~19歳人口の1,000人当たりで算定した。  
 4 「成人(刑法犯)の人口比」は、「人口推計年報」(総務省)に基づき、20歳以上人口の1,000人当たりで算定した。ただし、昭和21年~40年は、交通関係法令違反を含む。

## 施策群別の非行少年の検挙・補導人員等データ

## ○ 不良行為少年への対応

図表 1 指標の比較表（全国）

(単位：人、%)

指 標	平成 12年 (a)	13年	14年	15年	16年	17年 (b)	増▲減率 (b/a-1) ×100
刑法犯少年・触法 少年(刑法)の検 挙・補導人員	152,813	158,721	162,252	165,943	155,038	144,234	—
人口比	5.9	6.2	6.4	6.7	6.3	6.0	1.7
不良行為少年の 補導人員	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	—
人口比	34.1	37.9	44.4	52.1	57.9	56.7	66.3

(注) 1 警察庁データに基づき、当省が作成した。

2 「人口比」は、「人口推計年報」(総務省)に基づき、0歳～19歳人口の1,000人当たりで算定した。

図表 2 不良行為少年の態様別補導人員

(単位：人、%)

態 様	平成 12 年		17 年			増▲減率 (b/a-1) ×100
	人員数	人口比(a)	人員数	人口比(b)	構成比	
総数	885,775	34.12	1,367,351	56.66	100.0	66.1
深夜はいかい	307,112	11.83	671,175	27.81	49.1	135.1
喫煙	417,053	16.06	545,601	22.61	39.9	40.8
不良交友	32,758	1.26	37,831	1.57	2.8	24.6
飲酒	30,546	1.18	30,500	1.26	2.2	6.8
怠学	21,878	0.84	22,841	0.95	1.7	13.1
暴走行為	32,417	1.25	19,266	0.80	1.4	▲36.0
不健全娯楽	4,077	0.16	6,418	0.27	0.5	68.8
粗暴行為	4,005	0.15	5,445	0.23	0.4	53.3
家出	8,049	0.31	4,550	0.19	0.3	▲38.7
無断外泊	3,896	0.15	4,006	0.17	0.3	13.3
不健全性的行為	1,048	0.04	1,751	0.07	0.1	75.0
薬物乱用	7,217	0.28	1,156	0.05	0.1	▲82.1
金品持ち出し	605	0.02	1,052	0.04	0.1	100.0
刃物等所持	551	0.02	415	0.02	0	0.0
金品不正要求	641	0.02	309	0.01	0	▲50.0
性的いたづら	127	0.00	124	0.01	0	皆増
その他	13,795	0.53	14,911	0.62	1.1	17.0

(注) 1 警察庁データに基づき、当省が作成した。

2 「人口比」は、「人口推計年報」(総務省)に基づき、0歳～19歳人口1,000人当たりで算定した。

図表3 非行防止のために行政が力を入れるべき対策の実現度と重要度（複数回答）  
（単位：％）

回答内容	重要度	実現度		
		計	よく出来 ている	大体出来 ている
無職の少年に対する就労支援や就学中の少年に対する学業支援など、これ以上非行が進まないようにするための活動を行う	91.9	6.5	0.2	6.3
家庭・学校・地域住民が一体となって少年を受け入れる居場所づくりなどに取り組む体制づくりに力を入れる	88.8	8.1	0.2	7.9
少年に悪影響を与えるような環境を改善する	93.2	9.1	0.4	8.7
少年非行の防止のためのボランティアの活動に関し、体制づくりや情報発信などのサポートを行う	81.3	16.3	0.8	15.5
少年に規範意識を持たせるため、非行防止教室を開催するなどの啓発活動を積極的に実施する	76.7	17.6	0.8	16.8
少年非行の防止のための活動をしている警察職員やボランティアの人数を増やすなど組織を強化するとともに素養を高める	84.7	19.4	0.7	18.7
家庭、学校、地域住民が連携して少年を育み、少年非行を防止することの重要性について、広く国民に広報する	91.5	25.6	1.0	24.6
身近な行政機関の専門の職員が、悩みがある少年や保護者の相談を受ける	87.5	30.4	1.4	29.0
警察や学校、児童相談所、少年補導センターなどの関係機関が連携し、非行少年に対し継続的に指導・助言等を行う	93.3	35.2	1.8	33.4

（注）当省の「少年の非行対策に関するアンケート調査」の結果による。

○ いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策

図表4 指標の比較表（全国）

（単位：人、件、％）

指標	平成12年 (a)	13年	14年	15年	16年	17年 (b)	増▲減率 (b/a-1) ×100
いじめに起因する事件の検挙・ 補導人員	450	288	225	229	316	326	—
生徒児童数比	0.029	0.019	0.015	0.015	0.022	0.023	▲20.7
校内暴力事件の検挙・補導人員	1,589	1,314	1,002	1,019	1,161	1,385	
生徒児童数比	0.102	0.086	0.067	0.069	0.080	0.096	▲5.9

(注) 1 警察庁データに基づき、当省が作成した。

2 「生徒児童数比」は、「学校基本調査報告書」（文部科学省）に基づき、小学生、中学生、高校生合計の1,000人当たりで算定した。

図表5 いじめの発見のきっかけ（平成17年度）

（単位：件、％）

区分	件数	構成比
児童生徒・保護者からの訴え	13,656	67.8
いじめられた児童生徒からの訴え	6,498	32.3
保護者からの訴え	5,217	25.9
他の児童生徒からの訴え	1,941	9.6
学校側の発見	6,107	30.3
担任教師が発見	4,024	20.0
他の教師からの情報	1,475	7.3
養護教諭からの情報	403	2.0
スクールカウンセラー等からの情報	205	1.0
その他	380	1.9
計	20,143	100.0

(注) 1 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

2 「構成比」は、いじめの発生件数（計）に占める割合である。

3 「その他」とは、教育センター等関係機関からの訴え等である。

図表6 いじめの問題に対する主な対応（平成17年度）

（単位：校、％）

区分	学校数	構成比
職員会議等を通して共通理解を図った	29,126	76.4
学校全体として児童・生徒会活動や学級活動など において指導した	21,846	57.3
教育相談体制を整備した	20,927	54.9
全校的な実態調査を実施した	13,849	36.3
学級通信等で取り上げ家庭との協力を図った	10,780	28.3
家庭や地域と協力して取り組むための協議の場 を設けた	9,984	26.2
(参考) 公立学校総数	38,119	

(注) 1 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

2 「構成比」は、公立の小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校総数に占める割合である。

3 複数回答であり、構成比の合計は100にならない。

図表7 小中高生別データ（平成17年）

（単位：人、件、％）

指 標	小・中・高	人員数	構成比	児童生徒数比
いじめに起因する事件の 検挙・補導人員	総 数	326	100.0	0.023
	小学生	23	7.1	0.003
	中学生	240	73.6	0.066
	高校生	63	19.3	0.017

（注）1 警察庁データに基づき、当省が作成した。

2 「児童生徒数比」の小学生、中学生、高校生別は、それぞれ該当する児童数又は生徒数の1,000人当たりで算定した。

図表8 学年別のいじめの発生件数（平成17年度）

（単位：件）

学 年		発生件数
小学校	1年生	227
	2年生	316
	3年生	566
	4年生	920
	5年生	1,421
	6年生	1,637
中学校	1年生	5,967
	2年生	4,751
	3年生	2,076
高 校	1年生	1,355
	2年生	633
	3年生	203

（注） 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

図表9 小中高生別データ（平成17年）

（単位：人、件、％）

指 標	小・中・高	人員数	構成比	児童生徒数比
校内暴力事件の検挙・補導人員	総 数	1,385	100.0	0.096
	小学生	21	1.5	0.003
	中学生	1,255	90.6	0.346
	高校生	109	7.9	0.030

- (注) 1 警察庁データに基づき、当省が作成した。  
 2 「児童生徒数比」の小学生、中学生、高校生別は、それぞれ該当する児童数又は生徒数の1,000人当たりで算定した。

図表10 学年別の暴力行為の加害児童生徒数（平成17年度）

（単位：件）

学 年		発生件数
小学校	1年生	56
	2年生	139
	3年生	179
	4年生	252
	5年生	494
	6年生	1,075
中学校	1年生	6,078
	2年生	9,880
	3年生	11,197
高 校	1年生	4,048
	2年生	2,431
	3年生	1,357

- (注) 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。



## ○ 初発型非行の防止対策

図表 11 指標の比較表 (全国)

(単位：人、%)

指標	平成 12 年 (a)	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年 (b)	増▲減率 (b/a-1) ×100
初発型非行少年 の検挙・補導人員	106,657 (15,031)	112,834 (14,934)	117,246 (15,112)	120,045 (15,865)	115,023 (14,887)	106,476 (14,780)	—
人口比	4.1	4.4	4.6	4.8	4.7	4.4	7.3

- (注) 1 警察庁データに基づき、当省が作成した。  
 2 ( )内の数字は、補導人員であり、検挙・補導人員の内数である。  
 3 「人口比」は、「人口推計年報」(総務省)に基づき、0歳～19歳人口の1,000人当たりで算定した。

図表 12 初発型非行少年の学職別検挙・補導人員 (平成 17 年)

(単位：人、%)

学 職	人員数	構成比	人口比
総 数	106,476	100.0	4.4
未就学	4	0.0	0.0
小学生	3,471	3.3	0.5
中学生	36,912	34.7	10.2
高校生	43,390	40.7	12.0
大学生・専修学校生等	8,315	7.8	3.7
有職少年	5,757	5.4	6.3
無職少年	8,627	8.1	27.8

- (注) 1 犯罪統計書(警察庁)に基づき、当省が作成した。  
 2 学職別の「人口比」は、それぞれ以下の資料に基づき、該当する人口1,000人当たりで算定した。  
 ①「総数」(0歳～19歳)及び「未就学」(0歳～6歳)は、「人口推計年報」(総務省)  
 ②「小学生」、「中学生」、「高校生」及び「大学生・専修学校生等」は、「学校基本調査報告書」(文部科学省)  
 ③「有職少年」及び「無職少年」は、「労働力調査年報」(総務省)

図表 13 初発型非行少年の罪種別検挙・補導人員 (平成 17 年)

(単位：人、%)

罪 種	人員数	構成比	人口比
総 数	106,476	100.0	4.4
万引き	44,411	41.7	1.8
オートバイ盗	9,199	8.6	0.4
自転車盗	17,137	16.1	0.7
占有離脱物横領 (放置自転車盗等)	35,729	33.6	1.5

- (注) 1 警察庁データに基づき、当省が作成した。  
 2 「人口比」は、「人口推計年報」(総務省)に基づき、0歳～19歳人口の1,000人当たりで算定した。

図表 14 万引き犯罪に対する認識

(単位：%)

回答内容	小学全体	中学全体	高校全体
絶対にやってはいけないこと	95.2	83.2	80.9
やってはいけないが大きな問題ではないこと	3.7	14.1	16.0
よくあることで、さほど問題ではないこと	0.3	1.3	1.6
その他	0.5	1.0	1.0
無回答	0.3	0.4	0.5

- (注) 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構の「万引に関する全国青少年意識調査」の結果による。

○ 薬物乱用防止対策

図表 15 指標の比較表（全国）

（単位：人、％）

指 標	平成 12 年 (a)	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年 (b)	増▲減率 (b/a-1) ×100
薬物乱用少年の検挙・ 補導人員数	5,607	4,962	4,273	4,102	3,313	2,308	—
人口比	0.22	0.19	0.17	0.16	0.14	0.10	▲54.5

(注) 1 警察庁データに基づき、当省が作成した。  
2 「人口比」は、「人口推計年報」（総務省）に基づき、0歳～19歳人口の1,000人当たりで算定した。

図表 16 青少年の薬物乱用の原因や理由（複数回答）

（単位：％）

回答内容	平成 11 年 (a)	18 年 (b)	増▲減 ポイント (b-a)
インターネットや携帯電話による密売により青少年でも薬物を入手しやすくなっている	—	72.0	/
繁華街などで薬物が密売されるなど青少年でも薬物を入手しやすくなっている	68.6	69.0	0.4
薬物乱用の恐ろしさについて青少年の認識が不足している	66.4	53.5	▲12.9
インターネットなどで簡単に薬物に関する有害な情報を手に入れられる	43.2	47.2	4.0
出会い系サイトなどを通じて青少年に薬物を与える大人がいる	40.9	43.1	2.2
青少年に社会のルールを守ろうという意識が薄れている	49.4	40.1	▲9.3
家庭で薬物の恐ろしさを取りあげるなどの教育が不十分	38.0	32.2	▲5.8
仲間意識などから友人、先輩等の誘いを断れない	—	31.1	/
社会全般が子どもの非行に無関心になっている	—	29.7	/
学校での薬物乱用を防止するため教育が不十分	32.9	27.7	▲5.2
警察などによる青少年の薬物乱用に対する補導、取締りが不十分	27.7	23.8	▲3.9
その他	0.8	0.8	0.0
分からない	4.2	5.1	0.9

(注) 1 内閣府の「薬物乱用対策に関する世論調査」の結果による。

2 「—」は、調査をしていない項目である。

○ 再非行（再犯）の防止対策

図表 17 指標の比較表（全国）

（単位：人、%、ポイント）

指標	平成 12年 (a)	13年	14年	15年	16年	17年 (b)	増▲減率 (b/a-1) ×100	増減量 (b-a)
刑法犯少年の 再犯者数	34,908	36,662	38,505	40,381	37,866	35,510	—	—
人口比	3.9	4.2	4.5	4.9	4.7	4.6	17.9	—
刑法犯少年の 再犯者率	26.4	26.4	27.2	28.0	28.1	28.7	—	2.3

- (注) 1 警察庁データに基づき、当省が作成した。  
 2 「人口比」は、「人口推計年報」（総務省）に基づき、14歳～19歳人口の1,000人当たりで算定した。  
 3 「刑法犯少年の再犯者率」とは、各年の刑法犯少年全体に占める再犯者の割合である。

図表 18 刑法犯少年の前回処分状況

（単位：人、%）

前回処分		平成12年		17年			増▲減率 (b/a-1) ×100		
		検挙 人数	人口比 (a)	検挙 人数	構成比	人口比 (b)			
再 犯 者	総 数	34,908	3.94	35,510	100.0	4.56	15.7		
	未 決	保釈中・拘留停止中	66	0.01	71	0.2	0.01	0.0	
		その他	2,968	0.33	2,294	6.5	0.29	▲12.1	
	既 決	執 行 終 了	懲役禁錮	1	0.00	2	0.0	0.00	0.0
			保護観察	2,527	0.29	3,562	10.0	0.46	58.6
			その他	1,016	0.11	1,117	3.1	0.14	27.3
		執 行 中	仮出獄	2	0.00	2	0.0	0.00	0.0
			少年院仮退院中	223	0.03	230	0.6	0.03	0.0
			保護観察中	3,205	0.36	2,586	7.3	0.33	▲8.3
			児童施設・養護施設収容中	178	0.02	89	0.3	0.01	▲50.0
		その他	258	0.03	733	2.1	0.09	200.0	
	そ の 他	審判不開始	12,304	1.39	14,401	40.5	1.85	33.1	
		不処分	4,896	0.55	4,291	12.1	0.55	0.0	
		児童相談所等通告	1,145	0.13	961	2.7	0.12	▲7.7	
		警察限り	2,241	0.25	1,728	4.9	0.22	▲12.0	
その他		3,878	0.44	3,443	9.7	0.44	0.0		

- (注) 1 「少年の補導及び保護の概況」（警察庁）に基づき、当省が作成した。  
 2 「人口比」は、「人口推計年報」（総務省）に基づき、14歳～19歳人口の1,000人当たりで算定した。  
 3 未決欄の「その他」とは、試験観察中等をいう。試験観察とは、中間的な処分として、少年を相当期間家庭裁判所調査官の観察に付し、どのような終局処分が少年にとってふさわしいかを判断することをいう。  
 4 執行終了欄の「その他」とは、少年院退院、児童自立支援施設等退院等をいう。  
 5 執行中欄の「その他」とは、正当防衛、親族間の犯罪に関する特例、無罪確定等をいう。  
 6 その他欄の「その他」とは、家庭裁判所において、少年を審判に付すべきかどうか調査中の場合等をいう。

図表 19 非行少年の立ち直りのために行政が力を入れるべき対策の実現度と重要度  
(複数回答)

(単位：%)

回答内容	重要度	実現度		
		計	よく出来 ている	大体出来 ている
家庭・学校・地域住民が一体となって少年を受け入れる居場所づくりなどに取り組む体制づくりに力を入れる	89.7	6.5	0.2	6.3
無職の少年に対する就労支援や就学中の少年に対する学業支援など、これ以上非行が進まないようにするための活動を行う	92.7	7.1	0.2	6.9
少年に悪影響を与えるような環境を改善する	90.2	8.5	0.4	8.1
非行少年の立ち直りのためのボランティアの活動に関し、体制づくりや情報発信などのサポートを行う	83.8	12.1	0.4	11.7
少年に規範意識を持たせるため、非行防止教室を開催するなどの啓発活動を積極的に実施する	74.5	14.0	0.5	13.5
家庭、学校、地域住民が連携して少年を育み、少年非行を防止することの重要性について、広く国民に広報する	86.4	15.2	0.6	14.6
非行少年の立ち直りのための活動をしている保護観察官、警察職員や保護司を始めとするボランティアの人数を増やすなど組織を強化するとともに素養を高める	89.6	17.5	0.5	17.0
身近な行政機関の専門の職員が、悩みがある少年や保護者の相談を受ける	89.8	26.7	1.1	25.6
保護観察所、警察や学校、児童相談所、少年補導センターなどの関係機関が連携し、非行少年に対し継続的に指導・助言等を行う	94.0	30.6	1.7	28.9

(注) 当省の「少年の非行対策に関するアンケート調査」の結果による。

図表 20 非行少年の立ち直り支援を行い、効果を上げている事例

〔事例 1〕

平成 9 年度から警察が単独で実施していた立ち直り支援について、16 年度から、県が警察、児童相談所等と連携の下、小・中学生の非行少年等で警察に検挙・補導された者のうち少年審判、児童相談所入所等の措置を受けていない者に対し、グループ活動による立ち直り支援（料理教室、ロックバンド塾、社会奉仕活動など）を実施している。

立ち直り支援の手順は、まず立ち直り支援が必要な少年等との面接を県及び警察が共同で行い、その後会議を開いて当該少年の支援方法を検討し、立ち直り支援事業を連携して実施することとなっており、必要に応じて面接、立ち直り支援事業を児童相談所と連携し実施している。立ち直り支援実施後は、少年ごとに検証を行い、継続、打ち切り等を判定することとなっており、平成 16 年度においては、827 名の少年を対象に立ち直り支援を実施している。

このような取組により、当該県における刑法犯少年・触法少年（刑法）の再犯者数（人口比）を指標とし、平成 12 年と 16 年を比較すると、平成 12 年に 2.5 人であったものが、16 年には 2.1 人と 16%減少している。

〔事例 2〕

平成 10 年度から、警察（少年サポートセンター）において、サポート会議（旧保護者会）を開催し、非行少年等に対し、少年警察ボランティアと連携してサッカーやパソコン教室等の居場所づくり、厚生労働省の公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、建設業やカラオケボックス等の業界団体や特定非営利活動法人等の協力を得て就労支援を実施している。

このような取組により、当該県における刑法犯少年・触法少年（刑法）の再犯者数（人口比）を指標とし、平成 12 年と 16 年を比較すると、平成 12 年に 2.4 人であったものが、16 年には 1.9 人と約 21%減少している。

（注） 当省の調査結果による。

3 施策群（不良行為少年への対応、初発型非行の防止対策、再非行（再犯）の防止対策）で共通して非行少年が減少している都道府県の取組事例

都道府県名	事業内容
A 県	<p>学校、警察、地元自治会、PTA等による協議会が、警察署管内における問題行動の多い中学校（各1校）を指定し、学校、家庭、地域及び関係機関が非行防止ネットワークを形成し、連携して街頭補導活動、環境浄化活動、非行防止教室等を実施するとともに、保護者を対象とした非行防止講話会、中学生と地域住民等との意見交換会など、工夫した少年の非行対策を重点的に実施している。</p> <p>指定校区において少年の非行対策を総合的・重点的に実施することにより、同校区における刑法犯少年・触法少年の検挙・補導人員を大幅に減少（平成14年から16年まで68%減）させている。</p>
B 県	<p>県が警察、児童相談所等と連携の下、小・中学生の非行少年等で警察に検挙・補導された者のうち少年審判、児童相談所入所等の措置を受けていない者に対し、グループ活動による立ち直り支援（料理教室、ロックバンド塾、社会奉仕活動など）を実施している。</p> <p>少年の支援方法は、県及び警察が協同で面接を行ったうえで検討しており、必要に応じて児童相談所と連携している。また、支援実施後は、少年ごとに検証を行い、継続、打ち切り等を判定している。</p> <p>平成16年度においては、827名の少年を対象に立ち直り支援を実施している。</p>
C 県	<p>県が、警察、教育委員会との連携の下、少年犯罪防止緊急対策プロジェクトチームを立ち上げ、「1年間で少年犯罪を10%減少」という目標を設定し、万引き防止の総合的な対策として、万引きをさせにくい店舗づくりを事業者に要請するなどの活動を実施している。</p> <p>その結果、少年犯罪件数について、平成15年度に22,854件であったものを16年度には16,998件と25.6%減少させている。</p> <p>警察と県教育委員会との共同で各警察署当たり1校のモデル中学校を指定し、学校・警察・地域、関係行政機関等が一体となって、PTA対象の非行防止座談会や地域住民等による挨拶運動、たまり場補導等、モデル中学校における健全育成対策を推進している。</p> <p>モデル校の指定は、学校内外において非行が多発するなど問題を抱えている中学校を選定しているが、活動の実施により、モデル中学校内に落ち着きがみられるようになっている。</p> <p>警察（少年サポートセンター）において、サポート会議（旧保護者会）を開催し、非行少年等に対し、少年警察ボランティアと連携してサッカーやパソコン教室等の居場所づくり、厚生労働省の公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、建設業やカラオケボックス等の業界団体やNPO等の協力を得て就労支援を実施している。</p>

（注） 当省の調査結果に基づき作成した。

## 「少年の非行対策に関するアンケート調査」の概要

### 1 調査の目的

本調査は、平成17年4月から実施している「少年の非行対策に関する政策評価」の一環として、少年の非行対策に従事している実務者に対して、現場における少年非行対策の現状や課題等についての意見等を把握するために実施

### 2 調査客体

#### (1) 属性的範囲

少年の非行対策に従事している実務者を対象

##### ① 実務者

<国>

- 保護観察所の保護観察官・保護司
- 少年刑務所、少年院及び少年鑑別所の法務教官
- 法務局・地方法務局の子どもの人権専門委員
- 地方厚生局の担当職員

<都道府県>

- 都道府県の少年非行対策に係る担当者（青少年育成担当課、教育委員会）
- 都道府県警察本部・警察署の担当職員
- 少年サポートセンターの少年補導員
- 児童相談所の児童福祉司
- 家庭児童相談室、教育相談所の相談員
- 児童自立支援施設の教員、自立援助ホームの職員
- 高等学校のスクールカウンセラー又は生徒指導担当教員
- 保健所・保健センターの公衆衛生医師
- 精神保健福祉センターの精神保健福祉士、精神保健相談員

<市町村>

- 市町村の少年非行対策に係る担当者（青少年育成担当課、教育委員会）
- 少年補導センターの少年補導委員
- 小学校及び中学校のスクールカウンセラー又は生徒指導担当教員
- 教育相談所の相談員

##### ② 対象地域

47 都道府県

#### (2) 対象者数

- ① 標本数 9,854 人
- ② 抽出方法 有意抽出

### 3 調査事項

- ① フェイスシート事項（調査客体の属性）
- ② 少年非行の現状、発生要因、各主体（少年、家族、学校及び地域社会）での問題点などに関する事項
- ③ 少年の非行対策について関係主体が果たすべき役割に関する事項
- ④ 少年の非行対策に関わる行政機関等の連携状況等に関する事項
- ⑤ 少年の非行対策に関わる上で必要となる情報の活用状況に関する事項
- ⑥ その他関係行政機関等の少年の非行対策に関する意見（自由記入）

### 4 調査方法

本調査は、調査員（職員）・郵送自計申告方式（調査票の配布を管区行政評価（支）局・行政評価事務所の職員が行い、調査票の記入・投函を調査客体が行う方式）により実施

### 5 調査時期

平成 17 年 11 月下旬～18 年 1 月中旬

### 6 有効回答数（率）

9,590 人（97.3%）